

NPO法に係る申請・届出等のインターネット手続きのご案内

内閣府 NPO法人ポータルサイト内「ウェブ報告システム」を通じて、申請・届出等をインターネットにより手続きが行えます。

システムによる自動計算や、間違いを指摘するチェック機能があり、郵送の手間もないので、大変便利に手続きを行うことができます。ぜひご利用ください。

24時間提出可能

どこからでも提出可能

システムによる
自動チェック機能

郵送の手間なし

対象となる手続

申 請

設立の認証申請、定款変更の認証申請

届 出

事業報告書の提出、役員変更届の届出

認定・特例認定・
指定NPO法人が
対象となる手続き

役員報酬規程等提出書
認定（特例認定）の申請
認定の有効期間の更新に係る申請 など

▶QRコードから、ウェブ報告システムの操作説明動画をご覧ください◀

設立認証申請の提出方法



事業報告書の提出方法



埼玉県マスコット「さいたまっち」



埼玉県マスコット「コバトン」

ログイン方法

ウェブ報告システムを利用するためには、事前にアカウント登録が必要です。
登録は内閣府NPOホームページの「法人ログイン」から行ってください。

法人ログイン画面は「内閣府NPO法人ポータルサイト」で検索してください。



※ 設立認証済のNPO法人がウェブ報告システムを利用する場合は、利用申請からアカウントIDが郵送で届くまで、10開庁日程度かかります。
余裕をもってお申込みください。

問い合わせ先

○システム操作に関するお問い合わせ

NPOポータルサイト サポートデスク
TEL：0800-170-6451

▶対応時間

月曜日から金曜日(祝日除く)

9:30～11:59、13:00～18:00

○手続に関するお問い合わせ

所管の地域振興センターにお問い合わせください。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県 共助社会づくり課 NPO認証担当 048-830-2836

▶対応時間 月曜日から金曜日(祝日除く) 8:30～17:15

NPO法人運営のための大切なご案内

事業報告書は毎事業年度後3か月以内にご提出ください

事業年度を終了した全法人に事業報告書の提出依頼通知を送付しておりましたが、令和5年7月以降は、全法人への一律送付を原則行っておりません。
期限内（毎事業年度後3ヶ月以内）に提出をお願いします。

役員の登記を忘れていませんか？

役員の任期が満了した後、間を置かずに同じ人が役員に選任（再任※）
された場合も、役員変更の登記を申請してください。 ※登記上は「重任」

QRコード ▶



ホームページ「法務局」
「商業・法人登記申請手続き その他の会社・法人」

NPO法人の解散をお考えの方へ

解散までの流れ（社員総会の決議）や必要な様式については、ホームページ「NPOコバトンびん」に掲載しています。

ホームページ「NPOコバトンびん」

トップページ＞NPO法人の認証・認定・指定＞NPO法人の解散までの流れについて（社員総会の決議）

QRコード ▶



埼玉県 共助社会づくり課 NPO認証担当 048-830-2836

▶対応時間 月曜日から金曜日（祝日除く） 8:30～17:15